

犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書 概要

研究会の開催経緯

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」最終とりまとめ

犯罪被害者等の心理療法等に係る公費負担制度を整備する必要性があるとして、制度の対象になじむ心理療法等の範囲を明らかにするため、本研究会設置を提言。

精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支援制度等の現状

議論の前提として、既存の制度を確認した。

- 保険診療による医療費負担額の軽減
- 犯罪被害給付制度による重傷病給付金等の支給
- 民間犯罪被害者支援団体、大学等の教育研究機関等が行うカウンセリング
- 警察が所管するカウンセリング制度
 - ・警察部内カウンセラーによるカウンセリング
 - ・警察が委嘱した部外カウンセラーによるカウンセリング
 - ・警察によるカウンセリング費用の公費負担制度

犯罪被害者に対する心理療法等の現状

実態調査の実施
(医師、臨床心理士等計222名)



- 医師による心理療法等は保険診療が大半であるが、臨床心理士等の心理職による心理療法等の経済的負担が高額
- 経済的負担がネックとなり、通院を止めるなどした犯罪被害者等がみられる
- 大都市圏で診療等を行っている医師、臨床心理士等が多く、地域間格差が顕著 等

犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する施策の在り方

心理療法等に係る犯罪被害者等の自己負担の各種軽減方策を検討した上で、以下の趣旨の提言がなされた。

- 一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度は犯罪被害者にとって利用しやすいものであり、国（警察庁）の財政的支援・関与の下でこれを全国展開していくことが望ましい。
- 同制度の基本的な在り方（制度の対象となる者・犯罪被害の範囲、実施者、支給期間・額等）についても提言
- 同制度の周知や、心理療法等の実施者の養成を強化することを期待
- 警察部内カウンセラーの存在も非常に重要であり、各都道府県警察において確実に配置されることを期待